

広島県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年十一月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市十日市東五丁目三八五番一七地先から 三次市十日市東五丁目二四八番一地先まで	○	○	二二・〇〇 〓三八・〇〇	一〇二・〇〇	拡幅 一般国道一八 四号と重複
	〓三八・〇〇	〓三八・〇〇			

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市十日市東五丁目三八五番一七地先から 三次市十日市東五丁目二四八番一地先まで	○	○	二二・〇〇 〓三八・〇〇	一〇二・〇〇	拡幅 一般国道一八 三号と重複
	〓三八・〇〇	〓三八・〇〇			